

新潟市物品等電子入札システム導入・運用管理業務委託業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市物品等電子入札システム導入・運用管理業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 新潟市物品等電子入札システム導入・運用管理業務を委託する業者を、総合評価落札方式一般競争入札により選定するため、委員会を設置する。

(協議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 関連資料の内容確定
- (2) 提案の評価
- (3) 委託業者の決定
- (4) その他、総合評価落札方式一般競争入札を実施する上での必要な事項

(構成員)

第4条 委員会は、別表に掲げる職にある委員3人により構成する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長には財務部契約課長、副委員長は総務部デジタル行政推進課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、これを代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、審議内容の秘密を保持しなければならない。ただし、委員会の審査

を公開した結果，公知となった情報を除く。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は，財務部契約課に置く。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和7年3月26日から施行し，委託業者が決定された日の翌日にその効力を失う。

別表

新潟市物品等電子入札システム導入・運用管理業務委託業者選定委員名簿（順不同）

新潟市 財務部 契約課長

新潟市 総務部 デジタル行政推進課長

新潟市 中央区 総務課長